

発北議第128号
令和3年11月24日

自治会長 各位

北栄町議会議長 津川 俊仁

議会議員と自治会長の兼務について（お願い）

日頃、本町議会活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、各自治会におかれましては、次期総会が役員改選の時期に当たる場合があることと拝察します。本町議会では、「議員は、行政に関係する組織的機関（自治会長等）の役職は遠慮する。」と定めています。これは、その組織・団体の補助金の獲得や選挙の得票に有利となるなどの疑念が生じないように申し合わせをしたものです。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、自治会長の選出に当たりましては、議員が自治会長と兼務にならないよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

連絡先

689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

北栄町議会事務局（担当 大庭）

電話 37-2445

ファクシミリ 37-5858

電子メール y-ooba@e-hokuei.net